

(仮称)久地プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

- ・東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 嵩 總久
- ・東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工クリエイト
代表取締役社長 加藤 功時

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)久地プロジェクト
川崎市高津区久地三丁目200-2 外

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成16年12月14日(火)

4 問い合わせ先

株式会社長谷工コーポレーション 久地プロジェクト営業部
東京都港区芝二丁目32番1号
電話 03-3456-5494

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

(仮称)久地プロジェクトに係る
条例環境影響評価審査書
(概要)

平成16年12月

はじめに

(仮称)久地プロジェクト(以下「指定開発行為」という。)は、株式会社長谷工コーポレーション及び株式会社長谷工クリエイト(以下「指定開発行為者」という。)が、高津区久地三丁目200-2外の約5.3haの区域において、「再開発等促進区を定める地区計画」を前提に、新聞印刷工場(地上3階建て、高さ約25m、延床面積約17,000㎡)、一部商業施設を含む共同住宅(地上20階建て、高さ約63m、延床面積約94,000㎡、計画戸数855戸、計画人口2,630人)及び公益施設(老人いこいの家、保育園:地上2階建て、高さ約10m、延床面積約1,000㎡)を建設するものであり、併せて、道路、公園等の整備を図るものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)に基づき、平成15年6月24日に当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届出及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成16年4月26日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受けて公告・縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告・縦覧した。

さらに、関係住民からの申し出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成16年11月26日に答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

・名称：株式会社長谷工コーポレーション

代表者：代表取締役社長 嵩 聡久

住所：東京都港区芝二丁目32番1号

・名称：株式会社長谷工クリエイト

代表者：代表取締役社長 加藤 功時

住所：東京都港区芝二丁目32番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)久地プロジェクト

種類：都市計画法第4条12項に規定する開発行為(第2種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

工場又は事業所の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項、4の項、5の項、15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：川崎市高津区久地三丁目200-2 外

区域面積：約53,400 m²

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

新聞印刷工場、共同住宅及び公益施設(老人いこいの家、保育園)の建設並びに
公共施設(道路、公園)の整備

イ 土地利用計画

(ア) 宅地等 約45,560 m² (85.3%)

[内訳] 計画建物 約 13,290 m² (24.9%)
 緑化地 約 12,290 m² (23.0%)
 車路 約 4,640 m² (8.7%)
 歩行者路、広場等 約 7,090 m² (13.3%)
 駐車場棟 約 3,990 m² (7.5%)
 屋外駐車場 約 2,960 m² (5.5%)
 駐輪場 約 970 m² (1.8%)
 ごみ集積所 約 330 m² (0.6%)

(1) 公共施設 約 7,840 m² (14.7%)

[内訳] 道路 約 4,630 m² (8.7%)
 提供公園 約 3,210 m² (6.0%)

ウ 建築計画等

主要用途	新聞印刷工場	共同住宅 商業施設等	老人いこいの家、保 育園
主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨構造
建築敷地面積	約 13,200 m ²	約 30,400 m ²	約 900 m ²
容積対象面積	約 17,000 m ²	約 74,000 m ²	約 1,000 m ²
容積率	約 130%	約 240%	約 110%
延床面積	約 17,000 m ²	約 94,000 m ² (内、商業施設等は1,300 m ²) (集会施設面積を含む)	約 1,000 m ²
建物高さ	地上3階、約25m	地上20階、約63m	地上2階、約10m
建築面積	約 6,000 m ²	約 12,000 m ²	約 500 m ²
建ぺい率	約 45%	約 39%	約 56%
計画戸数	-	855 戸	-
計画人口	-	2,630 人	-
駐車場台数	68 台	871 台 (内、共同住宅用857台、商業施設等用14台)	-
駐輪場台数	15 台	1,760 台	-

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、新聞印刷工場、一部商業施設を含む大規模な共同住宅及び公益施設（老人いこいの家、保育園）の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、安全対策や供用時の風害対策等、近接する住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書等に記載した環境保全のための措置に加え、本審査意見の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼動に伴う敷地境界上における大気汚染物質の年平均値に対する最大付加濃度は、二酸化窒素が0.00069ppm（付加率2.3%）、浮遊粒子状物質が0.00037mg/m³（付加率1.1%）と予測し、ピーク時における二酸化窒素付加濃度の最大値は0.12031～0.19777ppmで、中央公害対策審議会の短期曝露指針値（0.1～0.2ppm）の範囲にあると予測している。これらに対し、排出ガス対策型建設機械の使用、稼動の平準化等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う予測地点における大気汚染物質の年平均値に対する最大付加濃度は、二酸化窒素が0.0000555ppm（付加率0.19%）、浮遊粒子状物質が0.0000397mg/m³（付加率0.11%）と予測している。これらに対し、工事用車両の過度な集中の回避等の環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時においては計画建物からの車両の走行ルート上の予測地点における大気汚染物質の年平均値に対する最大付加濃度は、二酸化窒素が0.0000192ppm（付加率0.064%）、浮遊粒子状物質が0.0000084mg/m³（付加率0.024%）と予測し、これらの最大付加濃度は年平均値に比べて小さいことから、沿道の大気質環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素付加濃度が、短期曝露指針値の上限値と同程度であることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、考えられる種々の方策を組み合わせるなど、低減対策を徹底すること。

また、工事が長期間にわたることから、ピーク時以外においても大気環境への負荷を極力低減するよう努力すること。

イ 悪臭

本計画の新聞印刷工場では、施設の稼働に伴い特定悪臭物質（酢酸エチル、メチルイソブチルケトン）を使用するが、類似施設（日本経済新聞社八潮印刷工場）において、施設より悪臭が漏れる可能性が想定される地点で悪臭が感知されなかったこと、また、本計画の新聞印刷工場も類似施設と同様の性能水準で建設されることから、施設の稼働に伴う悪臭は、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であるとしている。

しかしながら、新聞印刷工場の稼働に伴う悪臭の発生が懸念されていることから、条例評価書の段階で、悪臭の発生要因となる主要な物質の種類、量等の諸元及び処理工程を明らかにした上で、本計画の新聞印刷工場及び類似施設で取り扱う悪臭関連物質の諸元及び処理工程の比較検討を行うとともに、類似施設の排出口における臭気濃度及び臭気強度についても明らかにすること。

ウ 水象（河川等）

工事中における計画地からの雨水の流出量は、現況に比べ 0.073m^3 / 秒増加すると予測している。これに対し、沈砂池を設置し、雨水の流出量を抑制して放流することから、河川、水路等の流量に著しい影響を及ぼさないとしている。

また、供用時においては、土地利用の変化に伴い、計画地からの雨水の流出量は、現況に比べ 0.475m^3 / 秒増加すると予測している。これに対し、計画地内に地下式の雨水貯留槽を設置し、雨水の流出量を抑制して放流することから、河川、水路等の流量に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、平瀬川への影響の程度を具体的に説明するため、雨水貯留槽を設けた場合の流出量と平瀬川の許容放流量及び現状との比較検討を行い、条例評価書の段階で、その結果を明らかにするとともに、設置する雨水貯留槽が適正な規模で

あることについても明らかにすること。

エ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、本計画地の環境的条件に適合したものと判断し、植栽土壌の整備も適正に行うことから、いずれも良好に育成して、充実した緑を形成すると予測し、緑の適切な保全育成が図られるとしている。

しかしながら、本計画地の植栽は、風害に対する防風効果のある配植が必要であることから、葉張りのある良好な常緑高木の選定、本数増、植栽位置等について検討するとともに、植栽の時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画の緑被率は30.1%で、地区別環境保全水準(29.8%)を上回り、高木、中木、低木を適切に組み合わせて、緑の構成に配慮して植栽を行うことから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、緑被率は屋上緑化地も含めたものであり、屋上緑化の良好な維持管理の方法等について、市関係部署と協議すること。

(ウ) 植栽土壌

本計画地では、植栽地の土壌は良質な客土を使用し、また、現況の土壌を利用する際には、土壌改良材や施肥等による改良を行うことにより、植栽地の土壌は植物にとって好適な土壌環境になると予測し、緑の保全育成に係る適正な土壌の保全が図られるとしている。

しかしながら、土壌整備の実施にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保及び屋上緑化地の構造等について、市関係部署と協議すること。

オ 騒音

建設機械の稼動に伴う敷地境界上における騒音レベルの最大値は78.7デシベルで、地区別環境保全水準(85デシベル以下)を下回ると予測し、さらに、低騒音型建設機械の使用、建設機械の集中稼動の回避等の環境保全のための措置を講じると

している。また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加は、ピーク日ピーク時間において3.2 デシベル以下と予測し、これに対し、工事用車両の過度な集中の回避等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、供用時において、新聞印刷工場の稼動に伴う敷地境界上における騒音レベルは、輪転機稼動騒音が41.7 デシベル以下で、屋上に設置する設備機器稼動騒音が30.8 デシベル以下で、いずれも地区別環境保全水準(50~65 デシベル以下)を下回ると予測し、さらに、輪転機のメンテナンスの実施、低騒音型設備機器の使用等の環境保全のための措置を講じるとしている。また、計画建物からの車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加は、ピーク日ピーク時間において、平日の夜間では6.4 デシベル以下、平日の昼間では3.8 デシベル以下、休日の夜間では5.8 デシベル以下、休日の昼間では2.9 デシベル以下と予測し、これに対し、新聞印刷工場の搬出入車両の過度な集中の回避、アイドリングストップの周知徹底等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、建設機械の稼動において杭頭処理等の大きな騒音が想定される工事については、作業の平準化、防音パネル等の設置など、騒音の低減策を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知を図ること。

また、供用時の計画建物からの車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加は、夜間のピーク日ピーク時間において6 デシベル前後であり、沿道の生活環境に及ぼす影響が懸念されることから、現況において環境基準を下回っている地点については、供用時においても環境基準を満足するように努め、現況において環境基準を上回っている地点については、計画建物からの車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加を極力抑えるように努めること。

カ 振 動

建設機械の稼動に伴う敷地境界上における振動レベルの最大値は60.2 デシベルで、地区別環境保全水準(75 デシベル以下)を下回ると予測し、さらに、低振動型建設機械の使用、建設機械の集中稼動の回避等の環境保全のための措置を講じるとしている。また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動は、ピーク日ピーク時間の

工事用車両を付加しても最大 48.9 デシベルで、地区別環境保全水準（70 デシベル以下）及び振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる通常 55 デシベル）を下回ると予測し、さらに、工事用車両の過度な集中の回避等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、供用時において、新聞印刷工場の稼動に伴う輪転機稼動振動は最大 27.9 デシベルで、地区別環境保全水準（60～65 デシベル以下）及び振動感覚閾値を下回ると予測し、さらに、供用時には、輪転機のメンテナンスの実施等の環境保全のための措置を講じるとしている。また、計画建物からの車両の走行に伴う道路交通振動は、ピーク日ピーク時間の計画建物からの車両を付加しても最大 47.6 デシベルで、地区別環境保全水準（65～70 デシベル以下）及び振動感覚閾値を下回ると予測し、さらに、新聞印刷工場の搬出入車両の過度な集中の回避等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、低振動型の建設機械及び工法の採用、工事用車両や計画建物からの車両の過度な集中の回避など振動の低減策を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知を図ること。

キ 廃棄物

(ア) 一般廃棄物

本計画の供用時における家庭系一般廃棄物の発生量は、1日当たり 2,839.2kg と予測し、川崎市の一般廃棄物処理計画に基づき、分別排出を徹底することにより、川崎市等により有効な資源の再利用や再生利用を含む適正な処理がなされるとしている。

また、事業系一般廃棄物の発生量は、1日当たり 770.1kg と予測し、事業者及び管理者の自らの責任と負担において適正に処理することにより、有効な資源の再利用や再生利用が図られることから、生活環境の保全に支障のないものとしている。この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

本計画の建設時に発生する産業廃棄物については、有効な資源の再利用や再生利用を図り、それが困難なものについては適正な処理を図る計画であり、また、供用

時に発生する産業廃棄物は、有効な資源の再利用や再生利用を図り、それが困難なものについては、廃棄物の種類ごとに建屋内の専用の場所に分別保管し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に処理を委託する計画であることから、生活環境の保全に支障のないものとしている。

この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の再利用、再生利用の具体的な方法については、その内容を市へ報告すること。

(ウ) 建設発生土

本計画の実施に伴い発生する建設発生土の量は 72,539.3m³で、このうち、9,842.4m³を計画地内の埋め戻し土として利用し、処分量は 62,696.9m³と予測し、有効な再利用や適正な処理を図ることから、生活環境の保全に支障のないものとしている。

しかしながら、処分する建設発生土については、搬出時において荷崩れや飛散を防止するための環境保全のための措置を講じるとともに、再利用等を含めた処理方法について市へ報告すること。

ク 景 観

本計画は、地域の景観形成の中心的存在になることを意識し、新たな街なみ景観の創出を図るとしている。

計画地周辺への配慮として、計画建物による圧迫感の緩和を図るため、計画建物を道路から可能な限り後退させ、さらに、住宅ゾーンの計画建物の離隔距離を可能な限り確保し、公園、広場等を設けるとしている。また、周辺の住宅・事業所等に配慮し、敷地境界沿いに高木を中心とした植栽を行い、新聞印刷工場の外周部分には、緩衝緑地帯を整備するとしている。さらに、建物周りには、計画建物居住者や地域の人々が集まり、憩い、散策することの出来る広場や遊歩道を整備するとしており、本計画は、周辺環境と調和を保つものとしている。

しかしながら、近接する住民等の視点を考慮して、計画建物に近い眺望地点を選定し、連続写真の採用等の工夫により、計画建物の景観を条例評価書で明らかにすること。

また、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

と。

ケ 日照阻害

本計画は、法令等の日影規制に適合したものであり、また、地盤面レベルにおいて周辺建物へ及ぼす日影時間の多くが3時間未満となるように、建物配置、形状、高さ等を考慮した計画であることから、計画地周辺の住環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、冬至日において周辺の地盤面における日影の影響が比較的大きくなる建物に対しては、その影響の程度について説明すること。

コ 電波障害

本計画に伴うテレビ受像障害に対しては、受信アンテナの改善や共同受信施設の設置等の原状回復措置を講じる計画であり、また、原状回復措置の方法、時期、範囲等については、関係者と十分な協議を行い、必要な対策を実施することから、良好な受像画質は維持され、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

サ 風 害

計画建物完成後の風環境は、一部地域で、計画建物間の谷間風や吹き下ろし等の影響による風環境の悪化が予測されるが、防風植栽の配置による環境保全のための措置を講ずることにより、風環境が悪化すると予測される地点については、全て住宅街で許容される風環境になることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、防風植栽がない場合に、計画地周辺及び計画地内で風環境が大きく変化すると予測される地点があること、また、歩行者等への影響が懸念されていることから、後述の事後調査の結果、予測を超えて大きな影響が確認された場合は、防風植栽以外の低減策についても検討し、適切な措置を講ずること。

シ コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童、生徒数の増加により、小学校では教室数の不足を予測し、中学校では現在保有する教室数で満足すると予測しているが、計画の実施にあ

たつては、川崎市に対して、児童及び生徒数の増加に関連する入居状況等の報告を早期に行い、川崎市の適正な対応に協力することから、川崎市による受入れの対応が図られるとしている。

また、供用時に発生する集会需要に関しては、住棟内に設ける集会施設によって対応することから、計画地周辺の集会施設の利用に影響を及ぼさないとしている。

さらに、子供の遊び場や地域住民の憩いの場等の需要については、計画地内に2カ所の公園や歩道状空を整備することから、計画地周辺の公園に影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、児童、生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報の提供を行うこと。

ス 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行によるピーク日ピーク時における交通混雑度は0.137～1.008、交差点飽和度は0.447～0.743で、また、供用時におけるピーク日ピーク時における交通混雑度は、平日が0.154～1.049、休日が0.144～0.956、交差点飽和度は、平日が0.143～0.825、休日が0.172～0.797で、交通混雑度は、工事中及び供用時の平日ともに、2カ所の道路で円滑な交通量の処理が可能とされる1.0程度であるが、交差点飽和度は交通量の円滑な処理が可能とされる0.9を下回ると予測し、工事に際しては、発生車両のピーク時間をずらす等の環境保全のための措置を講じることから、交通量及び交通流に著しい影響を及ぼさないとしている。

交通安全については、工事用車両ルートの一部区間では歩道が未整備の区間があるが、必要な箇所に交通整理員を配置し、大型工事用車両の走行は児童の登・下校時間帯に十分配慮する等の環境保全のための措置を講じること、また、供用時における歩道のサービス水準については、平日、休日ともにサービス水準A（制約や困難のない自由な歩行が可能となる水準）と予測し、交通安全は確保されるとしている。

しかしながら、交通混雑の悪化が懸念されていることに対し、現状に比べて深刻に悪化することがないことを分かりやすく示す必要があることから、条例評価書の段階で、交通混雑度及び交差点飽和度の算出根拠となっている工事用車両の時間帯

別交通量及び供用時に計画建物から発生集中する時間帯別交通量の算出根拠を、また、計算において安全率を設定している場合はその根拠を明らかにした上で、交通混雑が懸念される時間帯に関しては、複数ケースの安全率を設定した感度分析等を実施し、交通混雑が深刻でないことを検証すること。

また、住宅等が近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていることから、工事にあたっては交通安全対策を最優先にするとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

セ その他

(ア) 新聞印刷工場の排水

新聞印刷工場の供用に伴う排水の排出により、公共下水道への負荷が考えられることから、条例評価書の段階で、新聞印刷工場で使用又は発生する水質汚濁の要因となる主要な化学物質の種類、量等の諸元とともに、プロセス機器、壁・床等の清掃に伴って排水中に混入する物質の種類、原水の排水濃度等を明らかにした上で、排水処理の必要性の有無を明らかにし、排水処理が必要な場合は、汚水等の処理の方法及び排水処理系統を明らかにすること。

(イ) 防犯等の安全対策

計画建物周囲は、広場、歩道状空地等となっており、不特定多数の人の利用や夜間の利用も考えられることから、防犯等の安全対策を考慮した管理体制について、十分配慮することが望まれる。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「光害」、「エネルギー」及び「地震時等の災害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市へ報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑」及び「風害」を行うとしているが、前述の個

別事項で指摘した内容及び次の指摘内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行う必要がある。

また、事後調査の結果、準備書で予測した数値を超える等により、生活環境の保全に支障が生ずる場合は、速やかに市に連絡するとともに、生活環境の保全の措置を講じること。

ア 工事中

(ア) 大気質

建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素付加濃度は、短期曝露指針値の上限値と同程度であり、環境に及ぼす影響が懸念されることから、建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素）の影響について、事後調査を行うこと。

イ 供用時

(ア) 騒音

計画地からの施設関連車両ルート上の主要地方道川崎府中線では、計画建物からの車両の走行による影響が付加されることにより、沿道の生活環境に及ぼす影響が懸念されることから、供用後の平日・休日の各1日において、車両ルートの適切な地点で騒音の影響について、事後調査を行うこと。

(イ) 風害

事後調査計画では、風害の調査地点を1地点で行うとしているが、計画建物完成後の風環境は、防風植栽がない場合に、計画地周辺及び計画地内で風環境が大きく変化する地点が複数あると予測していること、また、歩行者等への影響が懸念されていることから、風環境が大きく変化する箇所及び近接する住居等近傍の複数の地点で事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

- 平成 15 年 6 月 24 日 指定開発行為実施届出及び条例方法書受理
- 8 月 26 日 条例方法書公告・縦覧
- 9 月 18 日 市長から条例方法書について審議会に諮問
- 10 月 9 日 縦覧終了、意見書の締切り
- 縦覧者 42 名
- 意見書の提出 1,330 名、11,659 通
- 10 月 28 日 指定開発行為者あて意見書の内容の送付
- 平成 16 年 1 月 5 日 審議会から条例方法書について市長に答申
- 1 月 30 日 指定開発行為者あて条例方法審査書送付
- 1 月 30 日 条例方法審査書公告
- 4 月 26 日 条例準備書受理
- 5 月 12 日 条例準備書公告・縦覧
- 6 月 25 日 縦覧終了、意見書の締切り
- 縦覧者 53 名
- 意見書の提出 2,441 名、31,864 通
- 7 月 15 日 指定開発行為者あて意見書の内容の送付
- 7 月 21 日 条例見解書受理
- 8 月 2 日 条例見解書公告・縦覧
- 8 月 31 日 縦覧終了、公聴会開催申出締切り
- 縦覧者 9 名、申出者 5 名
- 9 月 3 日 公聴会開催公告
- 9 月 11 日 公述の申出締切り 公述申出者 21 名
- 9 月 25 日 公聴会開催
- 公述人 12 名、傍聴者 75 名
- 10 月 6 日 市長から条例環境影響評価等の審査について審議会に諮問
- 11 月 26 日 審議会から条例環境影響評価等の審査について市長に答申

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成 15 年 9 月 18 日 (仮称)久地プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書について、川崎市長より諮問

10 月 2 日 審議会(現地視察)

11 月 21 日 審議会(条例方法書事業者説明及び審議)

12 月 25 日 審議会(条例方法書答申案審議)

平成 16 年 1 月 5 日 (仮称)久地プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書の審査結果について、審議会から市長あて答申

10 月 6 日 (仮称)久地プロジェクトに係る条例環境影響評価等の審査について、川崎市長より諮問

10 月 14 日 審議会(現地視察)

10 月 28 日 審議会(条例準備書事業者説明及び審議)

11 月 25 日 審議会(条例準備書答申案審議)

11 月 26 日 (仮称)久地プロジェクトに係る条例環境影響評価等の審査について、審議会から市長あて答申